

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」に係る調査関連文書No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込みに問題, ジョンソン次官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43897">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43897</a>

(10)

極 秘

- 1 大臣
- 2 次官
- 3 森 参事
- 4 同中大臣

身局長	分局長	分局長
分局長	分局長	分局長
分局長	分局長	分局長

外務大臣、中野一、朱大使会談

44. 10. 1  
朱一長

本10月1日午前11時より約1時間におり行なわれたい公談概要以下のとおり。(同席者森)

外務審議官、分局長、朱参事、スチーヴン、公使、ワグネル通訳官

1. コココケの文言

大臣より未解決の(イ)才2項末文(別添1、日有修正案手交) (ロ)才3項、ウエトナム関係部分(別添2、日有修正案手交) (ハ)才6項、安保条約等(変更なし)の字句(本上並の象徴として是非必要と強調) (ニ)才6項

CONTEMPLATEの字句(他の字句がよいと主張) (ホ)  
才7項核(水が約束受諾方再要望) (イ) 才8項

財政的側面(案素有3=と再確認)の諸点と関し、日有側の考え方(明)が(左)の、次の如く話合った。

(1) 才2項末文

大臣の突進的の意味については何ら変更はなし、(左)同じ考え方がコケコケの箇所とあるので、字句調整

理に不十分とせざるべき旨説明(左)の、朱側は強い難色を示し、大使は、本10月2日会談で日有

側の考え方(水)と述べたものであり、従来の文言(左)の、長官とて CONTEMPLATE 2 (KEY SENTENCES) (其=2大)

であり、日有修正案は著しく、これに弱く、日有側が BACK AWAY (左)印象を与え、本国内報告が、

準備されると述べ、(左)公使ととも、才2項の結論と

あつた項のつなからとて至大の重要性を以て  
~~日本側修正~~ 日本側修正と云ふことあり (句備出先限り  
 とて)  
 (2) 本口経向 ~~とて~~ <sup>以前</sup> ~~は~~ <sup>は</sup> 断定的な方針と注釈) 旨  
 強調した。 反覆

(2) 才了項の修正の経緯

<sup>かがり</sup> <sup>変更</sup>  
 大臣の字句的表現のありを言説せられた時に米  
 側は本修正案の米側の考え方に合致しから

フイントンとて受諾に (6) 題を有しと思ふ旨述べた。  
 右の句項を EXPRESSED THE STRONG HOPE とすとの双方一致

(3) 才了項「変更なし」の字句

米側は当方主張に対し従事とありの不要不備 (二  
 の字句がなして変更<sup>す</sup>ありとて自明の理ありと  
 保条約字加)

また合同委員会が決定するまで不変更との印象を与え  
 好ましくありと) を繰り廻した。 本口 当方巧可前

協議方式が何れ修正した本と差別な(計議)  
 に適用した事とて眼目なりと説明の上 大臣の

国内政治上とてして本口並、~~加~~ <sup>加</sup> 此に明白にす  
 必要あり。 二の字句の意味が誤り出る文言 ~~あり~~ <sup>あり</sup>

本口は必ずしも現在の字句と固執せず、右とて  
 「本口におりと同様に通用したる」といふ表現を

考へて欲しいと要請し、~~本口~~ <sup>大臣</sup> 本口問題の修正(分)を以て  
 至急検討したいと述べた。

(4) 才了項 CONTEMPLATE の字句

(1) 大臣の先般の下田・三浦・三浦名義以後、二の字句  
 因し總理大臣の直接強引訓命を遂げると

述べたのに対し、大臣は (5) CONTEMPLATE は  
 長官の FAVORITE WORD である、<sup>英信の法律用語</sup>  
 (ありあり)

とて、<sup>部分の表現として</sup> 合同書に二の ~~CONTEMPLATE~~ は最適のものあり

こと、(b)上記下田、ワシントン合意以後本國が  
何ら訓令に接していないので、断定的なことを言え

ないか、<sup>社会接点を示唆した</sup> NOT HINDERの文言は、如何にも消極的な  
響きをもち、その外、CONTEMPLATEは積極的な

感じを与えたこと、を説明した。

(b) 当方より、その理由を平等協議方式に引き述べた

のが主眼点であるか、同方式は本来制限的な  
ものあり、<sup>(INTEMPERATE)</sup> CONTEMPERATE(という語はPRIOR CONSENT  
をいふ)

という考え方に適合(左表現)の点で、<sup>制限的な内容を述べた</sup> 二の場合に  
適当であり、互にCOMPATIBLEか DOES NOT

HINDERの方がよい旨説明、大任のどちらも問題の  
振出しに及んだ感があるか、要は双方の対等的

説明が大きい、<sup>大任の</sup> 違ふ収まりにすべしとあり、と  
述べた。

(5) 才の項核

(1) 朱側が本問題の大概を迅速に検討する  
ために何らコトが出来ず、待つばかりと述べた

か、大任が本側系は善心と善心とを、朱側  
はとつての問題も十分に考慮に入れたい  
<sup>(特、WITHOUT PREJUDICE)</sup>

したもので、總理とつては自分にとつてはFINALな  
のである。とつては代表が必要なり、その外ない

一、大任は神龍の運送に字にては同地所在  
の換兵器がすべし撤去される旨を保證した

というものであり、それはこれには一現在の案の方が  
朱側にとつて遙かによいであろうと信じて、<sup>=711</sup> (大任  
側は二つ案を判断したと云ふこと) と述べた。

(2) 朱側の大任の発言に、<sup>大任の</sup> 一々をすま、<sup>日本側の</sup> 日本側の

<sup>自分の</sup> 才印をいふこと、<sup>日本側の</sup> 非善心、<sup>大任の</sup> 彼の語が、<sup>日本側の</sup> 日本側の  
~~大任の~~ 日本政府の政策、と云ふ非核の原則の



マクナソン上は彼等に説明が不十分と付言)を  
 披露し、<sup>ツツ=40</sup>文意が大體固執する現在  
 日米とては国民教育に力を入れ、双方の利益が  
 余り眼に達するとは有らざるにすぎずと  
 述べた。(二は此れ大任の秘密取り扱ひの  
 行とては避けるべしとコソト。)

(4) 日米関係の將來  
 (上記(1)の編後) 大任のウキエハハ戦争開始  
 以降の世界的右傾の希望に於て言及の上  
 陸軍中の國務長官が此處で述べたこと  
 沖繩返還の事、日本国民の外交信頼感の  
 予感に達する程之を增大し、日米外務代表  
 招きと共に日本がアジアの平和と安全に  
 寄与する義務はますますと有らざるに過ぎずと断言

大任の集例も合(月に一々あるが)とて  
 沖繩返還交渉に(2)の事があること  
 たい ~~大任の集例~~ 自民党の中にも之を関係  
 契約を1925年まで控えて之と主張する者  
 あり(注:中官秘書官を指すとみられ)、保利官  
 長官にも申上り知らる、朱成公説得上  
 大夫の交渉に事ナシとて遺憾ありと述べ  
 た。(二は此れ大任の上記(2)に付言。)

(5) 日米経済関係  
 (公使館)向(陸上)大任の高橋三之丞  
 が得国 認義 識 誰に於ては朱成に論及せしと  
 述べたこととに要慮を示し、<sup>たのチ</sup> ~~此~~ 大任通産相  
 の説話を朱成を批判しつゝも其の  
 作用に於ては之れありとの印象を與へたるは、二は此

正しいかと案内、大塚氏の通りであり、(有  
御と記も屋敷をつく(211)と答えた。(三ノ坂  
館)

の件別室向見する)

子 今後の方針について対策

(1) 大塚氏今後 原則として毎週水曜日には  
大塚と近御屋造を行なうと申し入れた。

大使は承知した。

(2) フランスに対しては 露知訪米比較の情勢

を検討の上、この二ヶ条の作成に切りかかると  
共に、未解決の重要各語句題を討議

した、その趣意を述べた。三と~~四~~に~~四~~米双  
一致した。



極 秘  
無 期 限  
8. 部の内  
4 号

SECRET

15) 水 - 米 用  
1 - 水 用  
2 - 米 用  
3 - 米 用  
4 - 米 用  
5 - 米 用  
6 - 米 用 (Oct. 1, 1969)  
7 - 米 用  
8 - 米 用

別 添  
1

On paragraph 2

Add the following sentence at the end of the paragraph:

The Prime Minister stated that he fully appreciated the assurance of the President.

極 秘  
無 期 限  
8. 部の内  
4 号

SECRET

15) 水 - 米 用 5  
1 - 水 用 6  
2 - 米 用 7  
3 - 米 用 8  
4 - 米 用 (Oct. 1, 1969)

別 添  
1

Draft Communique: (On the Vietnam question)

In this connection, they agreed that, should peace in Vietnam not have been realized by the time reversion of Okinawa is scheduled to take place, the two Governments would fully consult with each other in the light of the situation at that time so that reversion would be accomplished without affecting the U.S. efforts to assure the South Vietnamese people the opportunity to determine their own political future without outside interference.

秘 録  
無 明 限  
8 部の内  
4 号

ル  
イ  
ル

7 条  
8 条  
1 2 3 4 5 6  
大 臣 考  
大 臣 考  
大 臣 考  
大 臣 考  
大 臣 考  
大 臣 考

共同声明案（ヴィエトナム関係部分）

昭和四四・九一五〇

総理大臣と大統領は、ヴィエトナム戦争が沖繩の施政権が日本に返還されるまでに終結していることを希望するものである旨を明らかにした。これに関連して、両者は、もし不幸にしてヴィエトナムにおける平和が沖繩返還予定時に至るも実現していない場合には、両国政府は、沖繩の返還が南ヴィエトナム人民に対し外部からの干渉を受けず、その政治的将来を決定する機会を確保するための米国の努力に影響を及ぼすことなく実現されるように、そのとき的情勢に照らして十分協議する。